



# 熊本県公報

第 1 2 3 7 7 号  
平成 26 年 12 月 16 日 (火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 指定居宅サービス事業者の指定 ..... (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定 ..... ( " ) 1
- 保安林の指定に関する予定 ..... (森林保全課) 2
- 指定介護療養型医療施設に係る指定の辞退 ..... (高齢者支援課) 2
- 熊本県が所管する施設で使用する電気の調達に係る入札の参加資格 ..... (管財課) 2
- 道路の区域変更 ..... (道路保全課) 3
- 道路の供用開始 ..... ( " ) 3

**公 告**

- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出 ..... (商工振興金融課) 3
- 熊本県公営企業(電気事業・工業用水道事業及び有料駐車場事業)の業務状況の公表 ..... (環境立県推進課) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了 ..... (建築課) 27
- 熊本県が所管する施設で使用する電気の調達に係る入札の実施 ..... (管財課) 27
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了 ..... (建築課) 31

**登 載 依 頼**

- 熊本県職員等の配偶者同行休業に関する規則 ..... (人事委員会) 31
- 配偶者同行休業の制度の導入に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則 ..... ( " ) 31
- 熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程 ..... ( " ) 32

## 告 示

**熊本県告示第 1 1 8 0 号**  
介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。  
平成 2 6 年 1 2 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社つるや旅館	ディサービスつるや	阿蘇市一の宮町宮地 1 8 7 3 番地	平成 2 6 年 1 2 月 1 5 日	通所介護

**熊本県告示第 1 1 8 1 号**  
介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。  
平成 2 6 年 1 2 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社つるや旅館	ディサービスつるや	阿蘇市一の宮町宮地 1 8 7 3 番地	平成 2 6 年 1 2 月 1 5 日	介護予防通所介護

**熊本県告示第1182号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成26年12月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 玉名市三ツ川字小代5473番275、5473番412

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字小代5473番275・5473番412（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部並びに玉名市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第1183号**

次のとおり健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条の規定により公示する。  
平成26年12月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定辞退年月日	サービスの種類
医療法人回生会堤病院 人吉市下林町232番地	医療法人回生会	平成27年1月3日	介護療養型医療施設

**熊本県告示第1184号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。  
平成26年12月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項  
熊本県が所管する施設で使用する電気

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から平成26年12月26日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成28年3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続  
 (5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成28年1月4日から平成28年1月31日（閉庁日を除く。）までに行う。

**熊本県告示第1185号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年12月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本菊鹿線	合志市須屋字橋ノ元 671番5地先から 合志市須屋字西谷 676番4地先まで	前	7.4 ～ 21.3	156.7	交差点の 拡幅
			後	7.4 ～ 21.4		

2 区域を変更する期日 平成26年12月16日

**熊本県告示第1186号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年12月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本菊鹿線	合志市須屋字西谷 673番2地先から 同所 675番1地先まで	24.7	交差点の 拡幅
		合志市須屋字橋ノ元 671番5地先から 合志市須屋字西谷 673番4地先まで	16.5	

2 供用を開始する期日 平成26年12月17日

**公 告**

**熊本県公告第673号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成26年12月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 マルエイ新長洲店  
 熊本県玉名郡長洲町長洲内牟田433-1
- 変更した事項  
 (1) 大規模小売店舗の名称

- (変更前) ビッグバリュートクナガ長洲店
- (変更後) マルエイ新長洲店
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- (変更前) 株式会社ユーマートトクナガ  
代表取締役 徳永 則康  
玉名郡長洲町大字長洲924-10
- (変更後) 株式会社マルエイ  
代表取締役 島本 和幸  
玉名市松木11-3

3 届出年月日

平成26年12月2日

4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県北広域本部玉名地域振興局総務振興課

平成26年12月16日から平成27年3月16日まで

熊本県公告第674号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、平成26年度上半期の熊本県公営企業（電気事業、工業用水道事業及び有料駐車場事業）の業務の状況を次のとおり公表する。

平成26年12月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県電気事業業務状況

熊本県電気事業の平成26年度上半期（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）における業務状況は、次のとおりである。

1 事業の概況

平成26年度上半期における水力発電供給電力量は、94,326,188キロワット時となり、当期の目標供給電力量105,321,000キロワット時に対し89.6パーセントの達成率となった。また、電力料金収入は、770,935,212円となり、当期の目標料金収入額787,403,430円に対し97.9パーセントの達成率となった。これは、工事等による発電停止期間があったためである。

風力発電電力量は、876,100キロワット時であり、当期の計画供給電力量1,047,504キロワット時に対し83.6パーセントの達成率となった。これは、例年よりも風速が弱かったためである。

(1) 電力の供給状況について

上半期各月の電力の供給状況は、次のとおりである。

なお、本県の電気事業のうち水力発電については、電気事業法に基づく「卸供給事業」として、風力発電については、電力会社と電力需給契約を締結して自家用電気工作物による余剰電力の供給として事業を実施している。

月	区 分	水 力 発 電				
		市 房 第 一	市 房 第 二	緑 川 第 一	緑 川 第 二	緑 川 第 三
4	目標 (kWh)	3,458,000	719,000	4,783,000	3,000,000	103,000
	実績 (kWh)	3,077,042	544,937	△16,962	2,756,721	86,100
	達成率 (%)	89.0	75.8	△0.4	91.9	83.6
5	目標 (kWh)	4,820,000	805,000	5,456,000	2,943,000	143,000
	実績 (kWh)	3,750,912	471,498	1,647,048	2,180,703	76,200
	達成率 (%)	77.8	58.6	30.2	74.1	53.3
6	目標 (kWh)	5,743,000	866,000	8,673,000	3,242,000	180,000
	実績 (kWh)	5,691,103	780,084	6,165,061	2,591,007	170,800
	達成率 (%)	99.1	90.1	71.1	79.9	94.9
7	目標 (kWh)	7,749,000	1,157,000	11,854,000	3,933,000	271,000
	実績 (kWh)	8,429,169	1,390,462	10,449,530	4,053,239	296,700
	達成率 (%)	108.8	120.2	88.2	103.1	109.5
8	目標 (kWh)	4,861,000	668,000	6,851,000	3,468,000	193,000
	実績 (kWh)	7,027,900	1,163,670	9,092,391	3,962,290	255,400
	達成率 (%)	144.6	174.2	132.7	114.3	132.3
9	目標 (kWh)	4,188,000	696,000	6,533,000	3,349,000	177,000
	実績 (kWh)	3,979,256	570,958	5,881,827	3,483,642	145,500

	達成率(%)	95.0	82.0	90.0	104.0	82.2
計	目標(kWh)	30,819,000	4,911,000	44,150,000	19,935,000	1,067,000
	実績(kWh)	31,955,382	4,921,609	33,218,895	19,027,602	1,030,700
	達成率(%)	103.7	100.2	75.2	95.4	96.6

月	区 分	水 力 発 電			風 力 発 電	全 発 電 所 計
		笠 振	菊 鹿	水 力 計	阿 蘇 車 帰	
4	目標(kWh)	385,000	268,000	12,716,000	174,584	12,890,584
	実績(kWh)	325,300	227,300	7,000,438	214,200	7,214,638
	達成率(%)	84.5	84.8	55.1	122.7	56.0
5	目標(kWh)	402,000	267,000	14,836,000	174,584	15,010,584
	実績(kWh)	334,700	201,100	8,662,161	113,700	8,775,861
	達成率(%)	83.3	75.3	58.4	65.1	58.5
6	目標(kWh)	461,000	294,000	19,459,000	174,584	19,633,584
	実績(kWh)	466,500	200,100	16,064,655	110,100	16,174,755
	達成率(%)	101.2	68.1	82.6	63.1	82.4
7	目標(kWh)	580,000	354,000	25,898,000	174,584	26,072,584
	実績(kWh)	506,900	341,800	25,467,800	156,000	25,623,800
	達成率(%)	87.4	96.6	98.3	89.4	98.3
8	目標(kWh)	418,000	307,000	16,766,000	174,584	16,940,584
	実績(kWh)	513,400	361,100	22,376,151	142,300	22,518,451
	達成率(%)	122.8	117.6	133.5	81.5	132.9
9	目標(kWh)	434,000	269,000	15,646,000	174,584	15,820,584
	実績(kWh)	401,700	292,100	14,754,983	139,800	14,894,783
	達成率(%)	92.6	108.6	94.3	80.1	94.1
計	目標(kWh)	2,680,000	1,759,000	105,321,000	1,047,504	106,368,504
	実績(kWh)	2,548,500	1,623,500	94,326,188	876,100	95,202,288
	達成率(%)	95.1	92.3	89.6	83.6	89.5

(2) 電力料金について

当期の料金収入は、次のとおりである。

なお、菊鹿及び緑川第三発電所を除く水力発電の九州電力株式会社との電力供給契約における契約料金については、基本料金及び従量料金（供給電力量に1キロワット時当たり1円を乗じたもの）の二部料金制となっている。

また、水力発電のうち菊鹿、緑川第三発電所及び風力発電における九州電力との契約料金は、水力発電は平成25年4月1日、風力発電は平成24年12月1日から電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく調達価格に移行し、発電量に応じた完全従量制となっている。

ア 水力発電

菊鹿及び緑川第三発電所除く5発電所

基本料金 552,966,000円 (月額92,161,000円×6月)

従量料金 91,671,988円 (従量91,671,988kwh×1円)

小 計 644,637,988円

消費税相当額 51,571,037円

合 計 696,209,025円

菊鹿及び緑川第三発電所

従量料金 74,726,187円 (菊鹿1,623,500kwh×27.42円

(消費税込み) 緑三1,030,700kwh×29.31円)

イ 風力発電

従量料金 18,003,855円(876,100kwh×20.55円)

(消費税込み)

(3) 修繕及び改良工事等について

平成26年度上半期の主な修繕及び改良工事等は、次のとおりである。

発 電 所 等	工 事 名	工事金額(円、税込)	工 期
市 房	(改良)市房発電所光多重 端局装置取替工事	20,574,000	H26.7.31～ H27.3.13

緑 川	(改良)緑川発電所光多重 端局装置取替工事	11,772,000	H26.7.31～ H27.3.13
荒瀬ダム	荒瀬ダム地区生物多様性保 全回復(堆砂除去その3) 工事	65,880,000	H26.9.18～ H27.3.20

(4) 職員数について

平成26年度電気事業の職員数は、次のとおりである。

(平成26年9月30日現在)

区 分		職 員	現業職員	嘱 託	計
本 庁	局 長	1	0	0	1
	次 長	1	0	0	1
	総務経営課	23	0	0	23
	うち荒瀬ダム撤去室	9	0	0	9
	工 務 課	9	0	0	9
発 電 総 合 管 理 所		19	2	14	35
計		53	2	14	69

(5) 条例等の制定、改廃について

<条 例>

な し

<管理規程>

平成26年 6月27日

熊本県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(熊本県公営企業管理規程第8号)

2 経理の状況

平成26年度上半期の経理の状況は、次の合計残高試算表のとおりである。

## 熊本県電気事業合計残高試算表

平成26年9月30日

単位：円

借 方		勘 定 科 目	貸 方	
残 高	合 計		合 計	残 高
		営 業 収 益	612,010,085	612,010,085
		営 業 外 収 益	11,254,931	11,254,931
		特 別 利 益		
341,126,570	341,245,929	営 業 費 用	119,359	
14,548,514	14,548,514	営 業 外 費 用		
194,526,600	194,526,600	特 別 損 失		
12,957,917,161	12,958,350,601	水 力 発 電 設 備	433,440	
		減価償却累計額（水力）	8,351,391,405	8,351,391,405
440,687,568	440,687,568	業 務 設 備		
		減価償却累計額（業務）	177,535,536	177,535,536
437,433,382	437,433,382	風 力 発 電 設 備		
		減価償却累計額（風力）	194,120,162	194,120,162
94,434,520	94,434,520	建 設 仮 勘 定		
2,391,114,957	6,830,904,255	荒 瀬 ダ ム 仮 勘 定	4,439,789,298	
3,078,160	43,659,505	事 業 外 固 定 資 産	40,581,345	
123,562,742	127,908,212	無 形 固 定 資 産	4,345,470	
465,554,000	465,554,000	投 資 及 び 基 金		
5,401,874,775	16,875,870,073	現 金 預 金	11,473,995,298	
	647,764,102	未 収 金	647,764,102	
		短 期 投 資		
7,219,834	7,219,834	貯 蔵 品		
205,369,704	234,769,704	前 払 金	29,400,000	
2,648,000	2,648,000	前 払 費 用		
20,643,033	21,562,120	雑 流 動 資 産	919,087	
		受 託 金		
		企 業 債（固 定）	1,060,498,942	1,060,498,942
	261,152,169	退 職 給 与 引 当 金	261,152,169	
		退 職 給 付 引 当 金	261,152,169	261,152,169
	110,362,722	修 繕 準 備 引 当 金	110,362,722	
		特 別 修 繕 引 当 金	83,393,528	83,393,528
		渴 水 準 備 引 当 金		
		一 時 借 入 金		
	567,459,149	未 払 金	567,459,149	
	30,161,835	未 払 費 用	30,161,835	
	29,103,460	預 り 金	96,826,789	67,723,329
		雑 流 動 負 債		
		自 己 資 本 金	9,949,525,311	9,949,525,311
	1,188,745,108	借 入 資 本 金	1,188,745,108	
	868,580,212	資 本 剰 余 金	1,424,061,998	555,481,786
	138,758,856	利 益 剰 余 金	1,366,368,003	1,227,609,147
	65,057,726	企 業 債（流 動）	128,246,166	63,188,440
	3,758,310	長 期 前 受 金	868,146,772	864,388,462
377,533,713	377,533,713	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額		
23,479,273,233	43,379,760,179	合 計	43,379,760,179	23,479,273,233

## 3 平成25年度決算の状況

平成25年度決算の状況は、次の決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、欠損金処理計算書（案）及び貸借対照表のとおりである。

平成25年度熊本県電気事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	千 算 額			合 計	税 込 決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地 方 公 営 企 業 法 第 24 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ いて 財 源 充 当 額				
第1款 事業収益	1,405,976,000	9,349,000	0	1,415,325,000	1,473,233,383	57,908,383	内消費税預り金 ( 68,275,469 )
第1項 営業収益	1,394,689,000	0	0	1,394,689,000	1,437,228,551	42,539,551	内消費税預り金 ( 68,271,129 )
第2項 営業外収益	11,287,000	9,349,000	0	20,636,000	36,004,832	15,368,832	# ( 4,340 )

支 出

区 分	千 算 額						合 計	税 込 決 算 額	地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ いて の 繰 越 額	不 用 額	備 考	
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	地 方 公 営 企 業 法 第 24 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ いて の 支 出 額	小 計						
第1款 事業費	1,406,780,000	△ 10,199,000	0	0	0	1,496,581,000	76,265,150	1,562,846,150	1,583,871,241	11,351,400	△ 32,376,491	内消費税戻付金 ( 26,791,703 )
第1項 営業費用	1,257,236,000	△ 10,199,000	0	0	0	1,247,037,000	19,837,650	1,266,874,650	1,206,774,194	11,351,400	48,749,056	# ( 23,318,811 )
第2項 営業外費用	52,706,000	0	0	0	0	52,706,000	0	52,706,000	45,263,548	0	6,442,452	# ( 0 )
第3項 特別損失	166,838,000	0	0	0	0	166,838,000	66,427,500	223,265,500	330,833,499	0	△ 107,567,999	# ( 3,472,892 )
第4項 予備費	20,000,000	0	0	0	0	20,000,000	0	20,000,000	0	0	20,000,000	# ( 0 )

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	千 算 額			小 計	地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 の 規 定 に 基 づ いて の 繰 越 額 に 基 づ いて の 財 源 充 当 額	地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ いて の 繰 越 額	合 計	税 込 決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計							
第1款 資本的収入	757,538,000	84,305,000	841,843,000	650,782,458	0	1,492,625,458	853,495,715	△ 639,129,743	内消費税預り金 ( 17,095,597 )	
第1項 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	16,573,439	16,573,439	# ( 789,011 )	
第2項 他会計からの返還金	371,142,000	0	371,142,000	0	0	371,142,000	371,142,976	976	# ( 0 )	
第3項 荒額ダム関連交付金等	386,396,000	84,305,000	470,701,000	650,782,458	0	1,121,483,458	465,779,300	△ 655,704,158	# ( 16,306,586 )	

支 出

区 分	千 算 額						合 計	税 込 決 算 額	翌 年 度 繰 越 額		不 用 額	備 考	
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	小 計	地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 の 規 定 に 基 づ いて の 繰 越 額			地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 の 規 定 に 基 づ いて の 繰 越 額	合 計			
第1款 資本的支出	1,747,819,000	70,730,000	0	0	1,818,549,000	706,582,458	2,525,131,458	1,570,609,662	750,414,337	0	750,414,337	204,107,469	内消費税戻付金 ( 51,008,976 )
第1項 建設改良費	1,335,159,000	70,730,000	0	0	1,405,889,000	706,582,458	2,112,471,458	1,167,950,693	750,414,337	0	750,414,337	194,106,428	# ( 51,008,976 )
第2項 企業債償還金	137,106,000	0	0	0	137,106,000	0	137,106,000	137,104,969	0	0	0	1,031	# ( 0 )
第3項 他会計への繰出金	265,554,000	0	0	0	265,554,000	0	265,554,000	265,554,000	0	0	0	0	# ( 0 )
第4項 予備費	10,000,000	0	0	0	10,000,000	0	10,000,000	0	0	0	0	10,000,000	# ( 0 )

資本的収入額が資本的支出額に不足する額717,113,947円は、過年度分損益勘定留保資金688,992,949円、当年度及び過年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額28,120,998円で補いました。



## 平成25年度熊本県電気事業損益計算書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

単位：円

科 目	金 額		
<b>1 営業収益</b>			
(1) 水力発電電力料	1,318,298,351		
(2) 負担金収益	240,000		
(3) 雑収益	3,816,197		
(4) 風力発電電力料	46,602,874	1,368,957,422	
<b>2 営業費用</b>			
(1) 市房発電所	174,966,537		
(2) 緑川発電所	257,546,488		
(3) 笠振発電所	61,374,407		
(4) 菊鹿発電所	25,348,039		
(5) 緑川第三発電所	12,929,794		
(6) 発電総合管理所	338,165,297		
(7) 一般管理費	286,527,568		
(8) 阿蘇車帰風力発電所	26,597,253	1,183,455,383	
営業利益			185,502,039
<b>3 営業外収益</b>			
(1) 受入利息	9,343,511		
(2) 雑収益	26,660,876	36,004,387	
<b>4 営業外費用</b>			
(1) 支払利息	32,453,348		
(2) 雑支出	451,327	32,904,675	3,099,712
経常利益			188,601,751
<b>5 特別損失</b>			
(1) 荒瀬ダム関連費用	327,360,607	327,360,607	△ 327,360,607
当年度純損失			138,758,856
前年度繰越欠損金			0
当年度未処理欠損金			138,758,856

平成25年度熊本県企業局電気事業剰余金計算書  
(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

単位：円

	資本金	剰余金										資本合計	
		補助金	受贈財産評価額	雑資本剰余金	荒瀬ダム関連交付金等	資本剰余金合計	減価積立金	利益積立金	中小水力開発改良積立金	建設改良積立金	未処理欠損金		利益剰余金合計
前年度末残高	11,275,375,388	875,915,252	448,675	188,500	103,829,238	980,381,666	0	0	368,981,937	1,064,899,131	△ 67,507,065	1,366,368,003	13,622,125,056
前年度処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 67,507,065	0	67,507,065	0	0
議会の議決による処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 67,507,065	0	67,507,065	0	0
中小水力発電開発改良積立金繰入額	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 67,507,065	0	67,507,065	0	0
処分後残高	11,275,375,388	875,915,252	448,675	188,500	103,829,238	980,381,666	0	0	301,474,872	1,064,899,131	0	1,366,368,003	13,622,125,056
当年度変動額	△ 137,104,969	0	0	0	443,680,333	443,680,333	0	0	0	0	△ 138,758,856	△ 138,758,856	167,816,508
借入資金の減	△ 137,104,969	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 137,104,969
交付金の受入による増	0	0	0	0	443,680,333	443,680,333	0	0	0	0	0	0	443,680,333
当年度繰戻金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 138,758,856	△ 138,758,856	△ 138,758,856
当年度末残高	11,138,270,419	875,915,252	448,675	188,500	547,509,571	1,424,061,998	0	0	301,474,872	1,064,899,131	△ 138,758,856	1,227,609,147	13,789,941,564

平成25年度熊本県電気事業欠損金処理計算書(案)

単位：円

	資本金	資本剰余金					未処理欠損金
		補助金	受贈財産評価額	雑資本剰余金	荒瀬ダム関連交付金等	資本剰余金合計	
当年度末残高	11,138,270,419	875,915,252	448,675	188,500	547,509,571	1,424,061,998	△ 138,758,856
議会の議決による処分額	0	△ 250,000	0	0	0	△ 250,000	138,758,856
補助金により取得した資産を平成25年度に除却したため、資本剰余金の同額を未処分利益剰余金(欠損金補てん)に処分	0	△ 250,000	0	0	0	△ 250,000	250,000
中小水力発電開発改良積立金繰入額	0	0	0	0	0	0	138,508,856
処分後残高	11,138,270,419	875,665,252	448,675	188,500	547,509,571	1,423,811,998	(翌年度繰越欠損金) 0

平成25年度熊本県電気事業貸借対照表

(平成26年3月31日)

単位：円

科 目	金 額		
<b>資 産 の 部</b>			
<b>1 固 定 資 産</b>			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 水 力 発 電 設 備	12,936,926,379		
減 価 償 却 累 計 額	8,041,951,419	4,894,974,960	
ロ 業 務 設 備	440,687,568		
減 価 償 却 累 計 額	177,114,336	263,573,232	
ハ 風 力 発 電 設 備	437,284,882		
減 価 償 却 累 計 額	126,447,635	310,837,247	
ニ 事 業 外 固 定 資 産	31,805,410		
減 価 償 却 累 計 額	11,854,095	19,951,315	
ホ 建 設 仮 勘 定		94,434,520	
ヘ 荒 瀬 ダ ム 仮 勘 定		2,375,249,991	
有 形 固 定 資 産 合 計			7,959,021,265
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 水 力 発 電 設 備		95,811,722	
ロ 業 務 設 備		25,095,633	
ハ 風 力 発 電 設 備		5,826,537	
ニ 事 業 外 固 定 資 産		587,160	
無 形 固 定 資 産 合 計			127,321,052
(3) 投 資			
イ 長 期 貸 付 金		465,554,000	
投 資 合 計			465,554,000
固 定 資 産 合 計			8,551,896,317
<b>2 流 動 資 産</b>			
(1) 現 金 預 金			5,575,119,787
(2) 営 業 未 収 金			110,954,997
(3) 営 業 外 未 収 金			506,242,438
(4) 貯 蔵 品			7,219,834
(5) 前 払 金			29,400,000
(6) 雑 流 動 資 産			101,083
流 動 資 産 合 計			6,229,038,139
資 産 合 計			14,780,934,456

単位：円

科 目	金 額		
<b>負債の部</b>			
<b>3 固定負債</b>			
(1) 引当金			
イ 退職給与引当金	261,152,169		
ロ 修繕準備引当金	110,362,722	371,514,891	
固定負債合計			371,514,891
<b>4 流動負債</b>			
(1) 未払金		567,459,149	
(2) 未払費用		30,161,835	
(3) 預り金		21,857,017	
流動負債合計			619,478,001
負債合計			990,992,892
<b>資本の部</b>			
<b>5 資本金</b>			
(1) 自己資本金		9,949,525,311	
(2) 借入資本金			
イ 企業債	1,188,745,108		
借入資本金合計		1,188,745,108	
資本金合計			11,138,270,419
<b>6 剰余金</b>			
(1) 資本剰余金			
イ 補助金	875,915,252		
ロ 受贈財産評価額	448,675		
ハ 雑資本剰余金	188,500		
ニ 荒瀬ダム関連交付金等	547,509,571		
資本剰余金合計		1,424,061,998	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	0		
ロ 利益積立金	0		
ハ 中小水力発電開発改良積立金	301,474,872		
ニ 建設改良積立金	1,064,893,131		
ホ 当年度未処理欠損金	138,758,856		
利益剰余金合計		1,227,609,147	
剰余金合計			2,651,671,145
資本合計			13,789,941,564
負債資本合計			14,780,934,456

熊本県工業用水道事業業務状況

熊本県工業用水道事業の平成26年度上半期（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）における業務状況は、次のとおりである。

1 事業の概況

有明工業用水道の平成26年度上半期における受水企業数は11社で、契約水量は13,584立方メートル/日であった。給水能力に対する契約率は40.1パーセントで、平成25年度上半期に比べ、契約水量は140立方メートル/日増加し、料金収入は前年同期比102.9パーセントとなった。

これは、新規受水企業及び既受水企業の契約水量の増によるものである。

八代工業用水道の平成26年度上半期における受水企業数は24社で、契約水量は9,127立方メートル/日であった。給水能力に対する契約率は33.4パーセントで、平成25年度上半期に比べ、契約水量は13立方メートル/日増加し、料金収入は前年同期比103.0パーセントとなった。

これは、既受水企業の契約水量の増によるものである。

苓北工業用水道の平成26年度上半期における受水企業数は2社で、契約水量は7,060立方メートル/日であった。給水能力に対する契約率は98.1パーセントで、平成25年度上半期に比べ、契約水量は変わらず、料金収入は前年同期比102.1パーセントとなった。

(1) 給水の状況について

有明工業用水道、八代工業用水道及び苓北工業用水道の平成26年度上半期の契約水量及び料金収入等の状況は、次のとおりである。

有明工業用水道 給水能力：33,860 m<sup>3</sup>/日  
 契約水量：13,584 m<sup>3</sup>/日（平成26年9月30日現在）  
 料金：基本使用水量50円/m<sup>3</sup>、超過使用水量100円/m<sup>3</sup>

月	受水企業数	契約水量 (m <sup>3</sup> /月)	料金収入 (円、税込)
4	11	403,320	17,070,264
5	11	416,764	18,181,648
6	11	403,320	17,583,804
7	11	416,764	18,652,960
8	11	417,744	18,706,744
9	11	407,520	18,278,784
計		2,465,432	108,474,204

八代工業用水道 給水能力：27,300 m<sup>3</sup>/日  
 契約水量：9,127 m<sup>3</sup>/日（平成26年9月30日現在）  
 料金：基本使用水量35円/m<sup>3</sup>、超過使用水量70円/m<sup>3</sup>

月	受水企業数	契約水量 (m <sup>3</sup> /月)	料金収入 (円、税込)
4	24	273,810	8,827,309
5	24	282,937	9,245,749
6	24	273,810	8,828,298
7	24	282,937	9,111,970
8	24	282,937	9,117,959
9	24	273,810	8,838,957
計		1,670,241	53,970,242

苓北工業用水道 給水能力：7,200 m<sup>3</sup>/日  
 契約水量：7,060 m<sup>3</sup>/日（平成26年9月30日現在）  
 料金：基本使用水量50円/m<sup>3</sup>、超過使用水量100円/m<sup>3</sup>

月	受水企業数	契約水量 (m <sup>3</sup> /月)	料金収入 (円、税込)
4	2	211,800	11,462,580
5	2	218,860	11,818,440
6	2	211,800	11,437,200
7	2	218,860	11,818,440
8	2	218,860	11,818,440
9	2	211,800	11,437,200
計		1,291,980	69,792,300

(2) 修繕及び改良工事等について

平成26年度上半期の主な修繕及び改良工事等は、次のとおりである。

事業名	工 事 名	工事金額 (円、税込)	工 期
八 代	八代工水 導水管 (横手地区) 漏水補修工事	10,908,699	H26.4.21～ H26.8.29

(3) 職員数について

平成26年度工業用水道事業の職員数は、次のとおりである。

(平成26年9月30日現在)

区 分		職 員	現業職員	嘱 託	計	
有明	本庁	総務経営課	3	0	0	3
		工 務 課	1	0	0	1
八代			0	0	0	0
苓北	都呂々ダム管理事務所		2	1	4	7
計			6	1	4	11

(4) 条例等の制定、改廃について

<条 例>

な し

<管理規程>

平成26年 6月27日

熊本県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (熊本県公営企業管理規程第8号)

2 経理の状況

平成26年度上半期の経理の状況は、次の合計残高試算表のとおりである。

## 熊本県工業用水道事業合計残高試算表

平成26年9月30日

(単位：円)

借 方		勘 定 科 目	貸 方	
残 高	合 計		合 計	残 高
		営 業 収 益	179,559,893	179,559,893
		営 業 外 収 益	38,697,829	38,697,829
		特 別 利 益		
187,571,281	187,635,579	営 業 費 用	64,298	
54,968,306	54,968,306	営 業 外 費 用		
2,943,318	2,943,318	特 別 損 失		
12,603,388,126	12,603,388,126	工 業 用 水 道 設 備		
324,776,455	324,776,455	建 設 仮 勘 定		
		減 価 償 却 累 計 額	5,832,284,963	5,832,284,963
12,570,694,956	13,479,447,159	無 形 固 定 資 産	908,752,203	
		投 資 及 び 基 金		
1,347,982,238	4,012,895,973	現 金 預 金	2,664,913,735	
	352,144,537	未 収 金	352,144,537	
		短 期 投 資		
10,506,320	10,506,320	貯 蔵 品		
163,409,400	163,409,400	前 払 金		
3,380,000	8,132,000	前 払 費 用	4,752,000	
50,179,264	50,223,664	雑 流 動 資 産	44,400	
		企 業 債 ( 固 定 )	4,249,618,376	4,249,618,376
		他 会 計 借 入 金 ( 固 定 )	10,084,264,129	10,084,264,129
	51,551,653	退 職 給 与 引 当 金	51,551,653	
	8,917,765	退 職 給 付 引 当 金	51,551,653	42,633,888
	10,100,647	修 繕 準 備 引 当 金	395,825,618	385,724,971
		特 別 修 繕 引 当 金	15,813,000	15,813,000
		一 時 借 入 金		
	5,964,544	未 払 金	5,964,544	
	317,216,078	未 払 費 用	317,216,078	
	3,181,076	預 り 金	71,054,030	67,872,954
	14,226,842	前 受 金	136,913,342	122,686,500
		雑 流 動 負 債		
		自 己 資 本 金	30,000	30,000
	13,365,144,103	借 入 資 本 金	13,365,144,103	
	17,277,292,414	資 本 剰 余 金	17,456,131,299	178,838,885
	8,942,183,251	利 益 剰 余 金 ( 一 欠 損 金 )	3,985,804,505	-4,956,378,746
		受 託 工 事 金	160,749,650	160,749,650
	194,021,000	企 業 債 ( 流 動 )	390,585,166	196,564,166
		他 会 計 借 入 金 ( 流 動 )	92,625,200	92,625,200
	908,752,203	長 期 前 受 金	14,767,226,700	13,858,474,497
3,230,260,491	3,230,260,491	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額		-3,230,260,491
30,550,060,155	75,579,282,904	合 計	75,579,282,904	30,550,060,155

3 平成25年度決算の状況

平成25年度決算の状況は、次の決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、欠損金処理計算書及び貸借対照表のとおりである。

平成25年度熊本県工業用水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

単位:円

区 分	予 算 額			合 計	税 込 決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地 方 公 営 企 業 法 第 2 4 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ いて 財 源 充 当 額				
第1款 事業収益	801,515,000	△ 2,209,000	0	799,306,000	759,696,279	△ 39,609,721	内消費税預り金 ( 32,183,914 )
第1項 営業収益	669,470,000	0	0	669,470,000	640,659,341	△ 28,910,659	〃 ( 30,496,540 )
第2項 営業外収益	132,045,000	△ 2,209,000	0	129,836,000	119,136,938	△ 10,699,062	〃 ( 1,687,374 )

支 出

単位:円

区 分	予 算 額					小 計	地 方 公 営 企 業 法 第 2 0 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ いて 繰 越 額	合 計	税 込 決 算 額	地 方 公 営 企 業 法 第 2 6 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ いて 繰 越 額	不 用 額	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	地 方 公 営 企 業 法 第 2 4 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ いて 支 出 額							
第1款 事業費	1,033,132,000	△ 6,619,000	0	0	0	1,026,513,000	0	1,026,513,000	952,222,621	0	74,290,379	内消費税仮払金 ( 14,491,353 )
第1項 営業費用	876,827,000	△ 4,402,000	0	0	0	872,425,000	0	872,425,000	808,395,914	0	64,029,086	〃 ( 14,491,353 )
第2項 営業外費用	149,305,000	△ 2,217,000	0	0	0	147,088,000	0	147,088,000	143,826,707	0	3,261,293	〃 ( 0 )
第3項 予備費	7,000,000	0	0	0	0	7,000,000	0	7,000,000	0	0	7,000,000	〃 ( 0 )

(2) 資本的収入及び支出

収 入

単位:円

区 分	予 算 額					合 計	税 込 決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地 方 公 営 企 業 法 第 2 6 条 の 規 定 に 基 づ いて 財 源 充 当 額	経 費 差 越 繰 越 額 に 基 づ いて 財 源 充 当 額				
第1款 資本的収入	1,345,307,000	682,011,000	2,007,318,000	238,428,000	0	2,245,746,000	1,425,033,135	△ 820,712,865	内消費税預り金 ( 21,050,952 )
第1項 企業債	368,000,000	△ 47,000,000	318,000,000	17,000,000	0	335,000,000	247,000,000	△ 88,000,000	〃 ( 0 )
第2項 長期借入金	371,442,000	131,268,000	502,710,000	0	0	502,710,000	491,731,000	△ 10,979,000	〃 ( 0 )
第3項 工事受託金	266,708,000	507,186,000	762,894,000	108,285,000	0	871,179,000	223,952,256	△ 647,226,744	〃 ( 10,617,149 )
第4項 補助金	130,737,000	70,557,000	201,294,000	113,143,000	0	314,437,000	243,240,000	△ 71,197,000	〃 ( 0 )
第5項 雑収入	189,420,000	0	189,420,000	0	0	189,420,000	189,420,000	0	〃 ( 9,020,000 )
第6項 工事負担金	33,000,000	0	33,000,000	0	0	33,000,000	29,655,754	△ 3,344,246	〃 ( 1,412,178 )
第7項 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	34,125	34,125	〃 ( 1,625 )

支 出

単位:円

区 分	予 算 額					小 計	経 費 差 越 繰 越 額	合 計	税 込 決 算 額	翌 年 度 繰 越 額		不 用 額	備 考	
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	地 方 公 営 企 業 法 第 2 6 条 の 規 定 に 基 づ いて 繰 越 額					地 方 公 営 企 業 法 第 2 6 条 の 規 定 に 基 づ いて 繰 越 額	経 費 差 越 繰 越 額			
第1款 資本的支出	1,470,526,000	712,943,000	0	0	2,183,469,000	239,253,000	0	2,422,722,000	1,447,100,248	930,762,000	0	930,762,000	44,859,752	内消費税仮払金 ( 21,228,776 )
第1項 建設改良費	469,948,000	713,892,000	0	0	1,183,840,000	239,253,000	0	1,423,093,000	447,473,099	930,762,000	0	930,762,000	44,857,901	〃 ( 21,228,776 )
第2項 企業債償還金	628,006,000	0	0	0	628,006,000	0	0	628,006,000	628,005,773	0	0	0	227	〃 ( 0 )
第3項 長期借入金返済金	372,572,000	△ 949,000	0	0	371,623,000	0	0	371,623,000	371,621,376	0	0	0	1,624	〃 ( 0 )

資本的収入額が資本的支出額に不足する額22,067,113円は、道庁便分損益勘定留保資金22,067,113円で補てんした。



### 平成25年度熊本県工業用水道事業損益計算書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

単位：円

科 目	金 額		
<b>1 営業収益</b>			
(1) 給水収益	425,234,715		
(2) 受託管理収益	184,570,420		
(3) 雑収益	257,666	610,062,801	
<b>2 営業費用</b>			
(1) 原水及び浄水費	333,984,000		
(2) 配水費	1,560,703		
(3) 業務費	91,364,294		
(4) 減価償却費	352,272,489		
(5) 資産減耗費	14,723,075	793,904,561	
営業損失			183,841,760
<b>3 営業外収益</b>			
(1) 受入利息	1,361,094		
(2) 雑収益	35,308,628		
(4) 補助金	80,781,000	117,450,722	
<b>4 営業外費用</b>			
(1) 支払利息	115,673,454		
(2) 雑支出	4,952,202		
(3) 過年度損益修正損	313,853	120,939,509	△ 3,488,787
経常損失			187,330,547
当年度純損失			187,330,547
前年度繰越欠損金			8,754,852,704
当年度未処理欠損金			8,942,183,251

平成25年度熊本県工業用水道事業剰余金計算書  
(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

単位：円

	資 本 金	剰 余 金							資 本 合 計		
		国庫補助金	会社負担金	受贈財産評価額	雑資本剰余金	一般会計補助金	その他補助金	資本剰余金合計		欠 損 金	
前年度末残高	13,618,695,452	8,071,146,915	3,587,152,927	446,990	11,541,510	5,293,758,000	45,575,000	17,009,621,342	△ 8,754,852,704	△ 8,754,852,704	21,873,464,090
前年度処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会の議決による処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処分後残高	13,618,695,452	8,071,146,915	3,587,152,927	446,990	11,541,510	5,293,758,000	45,575,000	17,009,621,342	(繰越欠損金) △ 8,754,852,704	△ 8,754,852,704	21,873,464,090
当年度変動額	△ 253,521,349	41,160,952	208,643,576	0	0	196,705,429	0	446,509,957	△ 187,330,547	△ 187,330,547	5,658,061
借入資本金の減	△ 253,521,349	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 253,521,349
補助金の受入による増	0	41,160,952	0	0	0	0	0	41,160,952	0	0	41,160,952
会社負担金の増	0	0	208,643,576	0	0	0	0	208,643,576	0	0	208,643,576
一般会計補助金の増	0	0	0	0	0	196,705,429	0	196,705,429	0	0	196,705,429
当年度純損失	0	0	0	0	0	0	0	0	(当年度未処理欠損金) △ 187,330,547	△ 187,330,547	△ 187,330,547
当年度末残高	13,365,174,103	8,112,307,867	3,795,796,503	446,990	11,541,510	5,490,463,429	45,575,000	17,456,131,299	△ 8,942,183,251	△ 8,942,183,251	21,879,122,151

平成25年度熊本県工業用水道事業欠損金処理計算書(案)

単位：円

	資 本 金	資 本 剰 余 金							未 処 理 欠 損 金
		国庫補助金	会社負担金	受贈財産評価額	雑資本剰余金	一般会計補助金	その他補助金	資本剰余金合計	
当年度末残高	13,365,174,103	8,112,307,867	3,795,796,503	446,990	11,541,510	5,490,463,429	45,575,000	17,456,131,299	△ 8,942,183,251
議会の議決による処分額	0	△ 33,885,853	0	0	0	0	0	△ 33,885,853	33,885,853
補助金により取得した資産を平成25年度に除却したため、資本剰余金の同額を未処分利益剰余金(欠損金補てん)に処分	0	△ 4,769,957	0	0	0	0	0	△ 4,769,957	4,769,957
補助金により取得した資産を平成24年度に除却したため、資本剰余金の同額を未処分利益剰余金(欠損金補てん)に処分	0	△ 29,115,896	0	0	0	0	0	△ 29,115,896	29,115,896
処分後残高	13,365,174,103	8,078,422,014	3,795,796,503	446,990	11,541,510	5,490,463,429	45,575,000	17,422,245,446	(翌年度繰越欠損金) △ 8,908,297,398

平成25年度熊本県工業用水道事業貸借対照表

(平成26年3月31日)

単位：円

科 目	金 額		
<b>資 産 の 部</b>			
<b>1 固 定 資 産</b>			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 工 業 用 水 道 設 備	12,603,388,126		
減 価 償 却 累 計 額	4,009,087,263	8,594,300,863	
ロ 建 設 仮 勘 定		323,054,293	
有 形 固 定 資 産 合 計			8,917,355,156
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 工 業 用 水 道 設 備		13,479,447,159	
無 形 固 定 資 産 合 計			13,479,447,159
固 定 資 産 合 計			22,396,802,315
<b>2 流 動 資 産</b>			
(1) 現 金 預 金			1,422,669,946
(2) 未 収 金			352,144,537
(3) 貯 蔵 品			10,506,320
(4) 雑 流 動 資 産			42,000,000
流 動 資 産 合 計			1,827,320,803
資 産 合 計			24,224,123,118
<b>負 債 の 部</b>			
<b>3 固 定 負 債</b>			
(1) 他 会 計 借 入 金			1,451,948,768
(2) 受 託 金			
イ 受 託 工 事 金		19,966,000	
受 託 金 合 計			19,966,000
(3) 引 当 金			
イ 退 職 給 与 引 当 金		51,551,653	
ロ 修 繕 準 備 引 当 金		411,638,618	463,190,271
固 定 負 債 合 計			1,935,105,039
<b>4 流 動 負 債</b>			
(1) 未 払 金			5,964,544
(2) 未 払 費 用			317,216,078
(3) 預 り 金			43,199,757
(4) 前 受 金			43,515,549
流 動 負 債 合 計			409,895,928
負 債 合 計			2,345,000,967

単位：円

科 目	金 額		
<b>資本の部</b>			
<b>5 資 本 金</b>			
(1) 自 己 資 本 金		30,000	
(2) 借 入 資 本 金			
イ 企 業 債	4,640,203,542		
ロ 他 会 計 借 入 金	8,724,940,561		
借 入 資 本 金 合 計		13,365,144,103	
資 本 金 合 計			13,365,174,103
<b>6 剰 余 金</b>			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 国 庫 補 助 金	8,112,307,867		
ロ 会 社 負 担 金	3,795,796,503		
ハ 受 贈 財 産 評 価 額	446,990		
ニ 雑 資 本 剰 余 金	11,541,510		
ホ 一 般 会 計 補 助 金	5,490,463,429		
ヘ その他 補 助 金	45,575,000		
資 本 剰 余 金 合 計		17,456,131,299	
(2) 欠 損 金			
イ 当 年 度 未 処 理 欠 損 金	8,942,183,251		
欠 損 金 合 計		8,942,183,251	
剰 余 金 合 計			8,513,948,048
資 本 合 計			21,879,122,151
負 債 資 本 合 計			24,224,123,118

熊本県有料駐車場事業業務状況

1 事業の概況

平成26年度上半期における熊本県営有料駐車場（安政町）の利用状況については、利用台数は90,788台で前年同期比104.5パーセント、料金収入は55,203,590円で、前年同期比102.9パーセントとなった。

また、熊本県営第二有料駐車場（新屋敷）の契約状況については、契約台数が205台、契約金額は2,121,800円となり、前年同期比127.3パーセントとなった。

(1) 利用台数及び料金収入について

平成26年度上半期各月の利用台数、承認台数及び料金収入の状況は、次のとおりである。

月別	県営有料駐車場（安政町）						県営第二有料駐車場（新屋敷）					
	前年度実績		実 績		対前年度比		前年度実績		実 績		対前年度比	
	利用 台数 (台)	金 額 (円)	利用 台数 (台)	金 額 (円)	台数 %	金額 %	承認 台数 (台)	金 額 (円)	承認 台数 (台)	金 額 (円)		
4	12,968	8,399,090	14,542	8,453,600	112.1	100.6	24	242,400	34	343,400		141.7
5	13,136	7,916,900	14,456	8,786,670	110.0	111.0	26	262,600	33	343,200	126.9	
6	14,660	8,924,640	15,227	9,393,650	103.9	105.3	26	262,600	33	343,200	126.9	
7	16,063	9,635,380	16,665	9,754,820	103.7	101.2	28	282,800	37	384,800	132.1	
8	15,263	9,388,180	15,440	9,616,340	101.2	102.4	31	313,100	37	384,800	119.4	
9	14,778	9,384,120	14,458	9,198,510	97.8	98.0	30	303,000	31	322,400	103.3	
計	86,868	53,648,310	90,788	55,203,590	104.5	102.9	165	1,666,500	205	2,121,800	124.2	

(2) 修繕及び改良工事等について  
平成26年度上半期の主な修繕及び改良工事等は、次のとおりである。

工 事 名	工事金額（円、税込）	工 期
県営有料駐車場スロープ部ミラー増設工事	194,400	H26.7.15～H26.8.22

(3) 職員数について  
平成26年度有料駐車場事業の職員数は、次のとおりである。  
(平成26年9月30日現在)

区 分	職 員	現業職員	嘱 託	計
本庁 総務経営課	1	0	0	1

(4) 条例等の制定、改廃について  
 <条 例>  
 な し  
 <管理規程>  
 平成26年 6月27日 熊本県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第8号）

2 経理の状況  
平成26年度上半期の経理の状況は、次の合計残高試算表のとおりである。

## 熊本県有料駐車場事業合計残高試算表

平成26年9月30日

単位：円

借 方		勘 定 科 目	貸 方	
残 高	合 計		合 計	残 高
		営 業 収 益	53,958,907	53,958,907
		営 業 外 収 益	437,187	437,187
		特 別 利 益	15,311,918	15,311,918
17,283,454	17,283,454	営 業 費 用		
		営 業 外 費 用		
257,401	257,401	特 別 損 失		
2,090,091,449	2,090,091,449	有 料 駐 車 場 設 備		
		減 価 償 却 累 計 額	599,004,262	599,004,262
		建 設 仮 勘 定		
148,100	148,100	無 形 固 定 資 産		
		投 資 及 び 基 金		
945,115,650	2,770,858,824	現 金 預 金	1,825,743,174	
	896,272	未 収 金	896,272	
		短 期 投 資		
		貯 蔵 品		
		前 払 金		
		前 払 費 用		
		他 会 計 借 入 金		
1,154,262	1,161,262	雑 流 動 資 産	7,000	
	7,751,960	退 職 給 与 引 当 金	7,751,960	
		退 職 給 付 引 当 金	7,751,960	7,751,960
	15,311,918	修 繕 準 備 引 当 金	15,311,918	
		特 別 修 繕 引 当 金		
	3,749,500	未 払 金	3,749,500	
	771,587	未 払 費 用	771,587	
	429,994	預 り 金	5,182,241	4,752,247
		前 受 金	1,487,000	1,487,000
		雑 流 動 負 債		
		自 己 資 本 金	1,745,445,157	1,745,445,157
		借 入 資 本 金		
	81,145,065	資 本 剰 余 金	81,217,865	72,800
		利 益 剰 余 金 (一 欠 損 金)	592,628,911	592,628,911
		長 期 前 受 金	81,145,065	81,145,065
47,945,098	47,945,098	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額		
3,101,995,414	5,037,801,884	合 計	5,037,801,884	3,101,995,414

## 3 平成25年度決算の状況

平成25年度決算の状況は、次の決算報告書、損益計算書、剰余金計算書（案）、剰余金処分計算書（案）及び貸借対照表のとおりである。



## 平成25年度熊本県有料駐車場事業損益計算書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

単位：円

科 目	金 額	
<b>1 営業収益</b>		
(1) 駐車料金	110,990,831	
(2) 負担金収益	3,496,190	
(3) 雑収益	2,262,214	116,749,235
<b>2 営業費用</b>		
(1) 有料駐車場	57,621,737	57,621,737
<b>営業利益</b>		<b>59,127,498</b>
<b>3 営業外収益</b>		
(1) 受入利息	1,210,367	
(2) 雑収益	455	1,210,822
<b>経常利益</b>		<b>60,338,320</b>
当年度純利益		60,338,320
前年度繰越利益剰余金		383
当年度未処分利益剰余金		<b>60,338,703</b>

### 平成25年度熊本県企業局有料駐車場事業剰余金計算書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

単位：円

	資本金	剰余金							資本合計	
		国庫補助金	受贈財産評価額	繰上資本剰余金	資本剰余金合計	利益積立金	建設改良積立金	未処分利益剰余金		利益剰余金合計
前年度末残高	1,745,445,157	34,965,895	72,800	46,179,170	81,217,865	140,045,000	341,528,568	46,259,383	927,832,951	2,354,495,973
前年度処分額	0	0	0	0	0	46,259,000	0	△ 46,259,000	0	0
繰上の繰上による処分額	0	0	0	0	0	46,259,000	0	△ 46,259,000	0	0
利益積立金	0	0	0	0	0	46,259,000	0	△ 46,259,000	0	0
処分後残高	1,745,445,157	34,965,895	72,800	46,179,170	81,217,865	186,304,000	341,528,568	383	927,832,951	2,354,495,973
当年度変動額	0	0	0	0	0	0	0	60,338,320	60,338,320	60,338,320
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	60,338,320	60,338,320	60,338,320
当年度末残高	1,745,445,157	34,965,895	72,800	46,179,170	81,217,865	186,304,000	341,528,568	60,338,703	988,171,271	2,414,834,293



平成25年度熊本県有料駐車場事業剰余金処分計算書（案）

単位：円

	資 本 金	資 本 剰 余 金				未処分利益剰余金
		補 助 金	受贈財産評価額	雑資本剰余金	資本剰余金合計	
当年度末残高	1,745,445,157	34,965,895	72,800	46,179,170	81,217,865	60,338,703
議会の議決による処分額	0	0	0	0	0	60,338,000
利益積立金	0	0	0	0	0	60,338,000
処分後残高	1,745,445,157	34,965,895	72,800	46,179,170	81,217,865	(翌年度繰越利益剰余金) 703

平成25年度熊本県有料駐車場事業貸借対照表

(平成26年3月31日)

単位：円

科 目	金 額		
<b>資 産 の 部</b>			
<b>1 固 定 資 産</b>			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 有 料 駐 車 場 設 備	2,089,631,754		
減 価 償 却 累 計 額	555,516,804	1,534,114,950	
有 形 固 定 資 産 合 計			1,534,114,950
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 有 料 駐 車 場 設 備		148,100	
無 形 固 定 資 産 合 計			148,100
固 定 資 産 合 計			1,534,263,050
<b>2 流 動 資 産</b>			
(1) 現 金 預 金			908,091,553
(2) 未 収 金			887,475
流 動 資 産 合 計			908,979,028
<b>資 産 合 計</b>			<b>2,443,242,078</b>
<b>負 債 の 部</b>			
<b>3 固 定 負 債</b>			
(1) 引 当 金			
イ 退 職 給 与 引 当 金			7,751,960
ロ 修 繕 準 備 引 当 金			15,311,918
固 定 負 債 合 計			23,063,878
<b>4 流 動 負 債</b>			
(1) 未 払 金			3,749,500
(2) 未 払 費 用			771,587
(3) 預 り 金			633,820
(4) 前 受 金			189,000
流 動 負 債 合 計			5,343,907
<b>負 債 合 計</b>			<b>28,407,785</b>

単位：円

科 目	金 額		
<b>資本の部</b>			
<b>5 資 本 金</b>			
(1) 自 己 資 本 金		1,745,445,157	
(2) 借 入 資 本 金			
イ 他 会 計 借 入 金	0		
借 入 資 本 金 合 計		0	
資 本 金 合 計			1,745,445,157
<b>6 剰 余 金</b>			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 国 庫 補 助 金	34,965,895		
ロ 受 贈 財 産 評 価 額	72,800		
ハ 雑 資 本 剰 余 金	46,179,170		
資 本 剰 余 金 合 計		81,217,865	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 利 益 積 立 金	186,304,000		
ロ 建 設 改 良 積 立 金	341,528,568		
ハ 減 債 準 備 積 立 金	0		
ニ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	60,338,703		
利 益 剰 余 金 合 計		588,171,271	
剰 余 金 合 計			669,389,136
<b>資 本 合 計</b>			<b>2,414,834,293</b>
<b>負 債 資 本 合 計</b>			<b>2,443,242,078</b>

**熊本県公告第675号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年12月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
 上益城郡益城町大字赤井字周田1035番2  
 432.76平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
 熊本市東区神園一丁目6番26号ポヌール201  
 城本 明日香

**熊本県公告第676号**

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成26年12月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 調達物品名  
 熊本県が所管する施設で使用する電気
  - (2) 予定数量

- 3, 296, 438キロワット時
  - (3) 調達物品に係る入札・契約担当部局  
熊本県総務部総務私学局管財課施設管理班
  - (4) 調達物品の内容  
4(2)により取得する入札説明書及び仕様書による。
  - (5) 調達期間(供給期間)  
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
  - (6) 供給場所  
入札説明書による。
  - (7) 契約の種類  
単価契約
  - (8) 入札方式(紙入札併用案件)  
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。  
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者  
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者  
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
  - (9) 入札金額  
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
  - (10) 調達物品に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を準用する。
  - (11) 最低制限価格の設定  
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
- 次の(1)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。  
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのおり受け付ける。  
また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するための入札参加資格申請内容変更届による登録内容の変更が必要な場合は、次のアの期間以降も随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。  
ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間  
公告の日から平成26年12月26日(金)午後5時まで  
イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先  
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等  
熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。  
エ 提出の方法  
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する期限までに必着とする。
  - (2) 電気事業者法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定により一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
  - (3) 前年度において電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)附則第11条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成14年法律第62号)第8条第1項の勧告を受けていない者であること。
  - (4) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までに、電気事業者の発電により発生した二酸化炭素排出係数が1キロワット時当たり0.617キログラム以下であること。
  - (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
  - (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係

- る再生計画認可の決定を受けていること。
- (7) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類  
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。  
ア 競争入札参加資格確認申請書  
イ 「電気事業者の登録」に係る確認書類  
ウ 「二酸化炭素排出係数」に係る確認書類
- (2) 提出方法  
電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を電子入札システムにより、1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)イ及びウの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等、1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウの書類の目録を(1)アの書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウの当該書類は、提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請書は、無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間  
公告の日から平成27年1月13日（火）午後5時まで
- (4) 提出先  
1(3)に掲げる入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知  
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間  
1(3)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成27年1月13日（火）午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得  
入札情報公開サービスシステム及び1(3)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成27年1月26日（月）午後5時まで行う。
- (3) 入札の方法  
ア 電子入札システムによる入札の方法  
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成27年1月26日（月）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。  
イ 紙入札による入札の方法  
(ア) 日時 平成27年1月27日（火）午前10時  
(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県総務部総務私学局管財課（熊本県庁行政棟本館2階）  
(ウ) 入札書の提出方法  
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成27年1月26日（月）（必着）までに1(3)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等  
開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員）のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等  
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効  
次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引

- 換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札  
イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札  
ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札  
エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札  
オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札  
カ 有効な内書が添付されていない入札
- (7) 入札の中止等  
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 落札者の決定方法  
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (9) 入札保証金  
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否  
要
- (2) 契約の締結期限  
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金  
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 (3)に掲げる期限  
イ 提出場所 1(3)に掲げる入札・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。  
（本公告に係る入札・契約担当部局）  
熊本県総務部総務私学局管財課施設管理班  
電話番号 096-333-2089  
ファックス番号 096-384-3792
- (2) 競争入札参加資格審査申請に関すること。  
熊本県出納局管理調達課管理班  
電話番号 096-333-2581  
ファックス番号 096-381-9010
- (3) 電子入札システムの操作方法に関すること。  
くまもと県市町村電子入札コールセンター  
電話番号 096-373-2032  
ファックス番号 096-370-5455  
受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and Content of Purchasing  
Electricity about 3,296,438kWh (kilowatt-hour) to be used in Buildings which Kumamoto Prefectural Government owns
- (2) Date and Place for Tender:  
Date: January 27, 2015, 10:00 a.m.

- Place: Property Management Division room (Prefectural Government Main Building 2F)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract  
Property Management Division  
Kumamoto Prefectural Government  
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
862-8570, Japan  
Phone: 096-333-2089
- (4) Other  
Language: Japanese  
Currency: Japanese Yen

**熊本県公告第677号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年12月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
玉名市岩崎字六反田108番3、同108番4、同109番4、同115番3、同字紺町152番2の一部、同156番、同157番1、同157番2、同158番、同159番、同160番、同161番、同162番、同163番、同164番、同165番、同166番、同168番、同170番、同171番、同172番1、同字川原266番、同267番、同268番、同269番、同270番、同271番、同273番1の一部、同273番3、同273番4、同274番4、同275番2の一部、同275番4、同279番1、同306番1、同307番1、同308番1、同309番1、同312番1、同313番1、同314番、同315番、同317番1、同318番、同319番、同320番、同321番、同323番1、同325番、同326番、同327番、同328番、同329番、同330番2、同333番2、同339番1、同344番2及び同344番9  
34, 650.23平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
玉名市繁根木163  
玉名市

**登載依頼**

熊本県職員等の配偶者同行休業に関する規則をここに公布する。

平成26年12月16日

熊本県人事委員会委員長 成瀬公博

**熊本県人事委員会規則第19号**

熊本県職員等の配偶者同行休業に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年熊本県条例第50号。以下条例という。）に基づき、職員等の配偶者同行休業（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。次条において同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（配偶者同行休業の承認の取消事由）

第2条 条例第7条第3号の人事委員会規則で定める事由は、配偶者同行休業をしている職員が、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年熊本県条例第13号）第14条に規定する特別休暇のうち、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年熊本県人事委員会規則第2号）第13条の表6の項又は表7の項で定める場合における休暇を取得することとなったこととする。

（届出）

第3条 条例第8条第1項第5号の人事委員会規則で定める場合は、前条に定める事由に該当することとなった場合とする。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

配偶者同行休業の制度の導入に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成26年12月16日

熊本県人事委員会委員長 成瀬公博

**熊本県人事委員会規則第20号**

配偶者同行休業の支給に関する規則の整備に関する規則  
 (熊本県職員の給与等支給に関する規則の一部改正)  
 第1条(熊本県職員の給与等支給に関する規則(昭和26年熊本県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。  
 第6条第1項中第6号及び第7号を次のように改める。  
 (6) 大学院修学休業(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業をいう。以下同じ)を始め、又は大学院修学休業の終了により職務に復帰した場合  
 (7) 自己啓発等休業(地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ)を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合  
 第6条第1項に次の1号を加える。  
 (8) 配偶者同行休業(地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ)を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合  
 第6条第2項中「自己啓発等休業をし、又は大学院修学休業をしている」を「大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、又は配偶者同行休業をしている」に改める。  
 (熊本県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)  
 第2条(熊本県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年熊本県人事委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。  
 第1条中「並びに熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例」を「、熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例(平成26年熊本県条例第50号。以下「配偶者同行休業条例」という。)第10条」を加える。  
 第19条中「及び自己啓発等休業条例第10条」を「、自己啓発等休業条例第10条及び配偶者同行休業条例第10条第1項」に改める。  
 (熊本県職員の通勤手当に関する規則の一部改正)  
 第3条(熊本県職員の通勤手当に関する規則(昭和33年熊本県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。  
 第17条の2第1項第3号、第17条の3第2項第2号及び第17条の4第2項中「自己啓発等休業をし」の次に「、法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をし」を加える。  
 (熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)  
 第4条(熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和38年熊本県人事委員会規則第24号)の一部を次のように改正する。  
 第1条第9号中「第26条の5」を「第26条の5第1項」に改め、同条に次の1号を加える。  
 (10) 法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業(以下「配偶者同行休業」という。)をしている職員  
 第5条第2項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。  
 (4) 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間  
 第7条第2号中「及び第9号」を「、第9号及び第10号」に改める。  
 第11条第2項中第11号を第12号とし、第4号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。  
 (4) 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間  
 (熊本県職員等の育児休業等に関する規則の一部改正)  
 第5条(熊本県職員等の育児休業等に関する規則(平成11年熊本県人事委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。  
 第3条第1項第1号ア中「及び熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例(平成19年熊本県条例第67号)第2条の規定により」を「、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の5第1項に規定する」に改め、「自己啓発等休業をしていた期間」の次に「及び地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしていた期間」を加える。  
 附 則  
 この規則は、平成27年1月1日から施行する。

熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
 平成26年12月16日

熊本県人事委員会委員長 成瀬 公博

熊本県人事委員会告示第2号

熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程  
 熊本県職員等の給与簿取扱規程(昭和32年熊本県人事委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。  
 第2条中第11号及び第12号を次のように改める。  
 (11) 大学院修学休業 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に



